大和市監查委員告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を 次のとおり公表する。

令和5年9月27日

大和市監査委員 佐 藤 光 徳 大和市監査委員 古 木 邦 明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による 監査
- 2 監 査 対 象 こども部
- 3 監査対象期間 令和4年9月~令和5年8月
- 4 監査年月日 令和5年9月27日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、こども部[こども総務課、 ほいく課(緑野保育園、若葉保育園、草柳保育園、福田保育園含む)]において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 備品管理に関する事務
 - (10) 切手・はがきの受払に関する事務
 - (11) ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
 - (12) 小児医療費助成に関する事務
 - (13) 未熟児養育医療給付に関する事務
 - (14) 保育料徴収に関する事務
 - (15) 児童手当支給に関する事務

- (16) 児童扶養手当支給に関する事務
- (17) ひとり親家庭等家賃助成に関する事務
- (18) 給食費用徴収に関する事務
- (19) 学校等災害見舞金支給に関する事務
- (20) 保育施設助成金・補助金交付に関する事務
- (21) 職員給食費徴収に関する事務
- (22) 子育て世帯等への臨時特別給付金支給に関する事務
- (23) 病児保育料徴収・病児保育助成に関する事務
- 6 主な着眼点
- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
- ・収入調定の時期及び金額は適正か
- ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
- ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監 査 結 果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されている ものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。